

(7) 所有免許状を基礎に、在職年数と単位で特別支援学校教諭二種免許状を取得する方法（別表第7）

		基礎資格		幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状を有する者		
在職年数及び単位数						
最低在職年数				3年		
最低修得単位数	特別支援教育に関する科目	第一欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目		1	
		第二欄	特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	視覚又は聴覚	2
			*必ず、取得したい領域を「中心となる領域」として履修すること	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		
				心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	知的、肢体又は病弱	1
				心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		
		第三欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目		1
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目					
		合計		6		

【最低在職年数】

幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状を**取得した後に**、教員として良好な成績で勤務した年数である。

※在職年数の算定については、必ず 104 頁「在職年数の算定方法及び実務成績証明書について」を確認すること。

【最低修得単位数】

- 1 基礎資格である普通免許状を**取得した後に**、大学の課程認定や認定講習等において修得するものとする。
- 2 『第一欄の科目』
特別支援学校の教育に係る、心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想並びに心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育に係る社会的、制度的又は経営的事項を含むものとする。
- 3 『第二欄の科目』
免許状に定められることとなる特別支援教育領域について、視覚障害者又は聴覚障害者を定める場合は2単位以上、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者を定める場合は1単位以上を、「中心となる領域」として修得しなければならない。
- 4 『第三欄の単位』
視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者並びにその他の障害により教育上特別の支援を必要とする者に対する教育に関する事項のうち、授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域に関する事項の以外の全ての事項（重複・LD等領域を含む。）を含むものとする。
- 5 『第二欄及び第三欄の各特別支援教育領域の単位』
「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目」及び「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目」を含まなければならない。